参考様式第5－1号

神　経　西　第　215　号
令　和　8　年　8　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	伊川谷地区 （小寺集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月14日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、小寺地区では、主食用水稲のほか、イチジクや青ネギ栽培等の近郊農業が行われているが、後継者が不在の農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・農地面積が小さく形もいびつなこともあり、作業効率が悪い。また、水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理等が必要である。
・アライグマやカラス、モグラなどの獣害被害も多くなってきており、農業だけではやっていけなくなってきた。
・米や野菜の単価が低く、農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。
・高齢化と人口減少で、急な法面の草刈り作業が困難になってきている

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、水田裏作として高収益作物の生産を行い、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・自動操縦トラクターやラジコン草刈り機等のスマート農業機械の活用を段階的に開始する。
・農業機械の共同利用や地域農業のルールの明確化をすすめる。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	33.0　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.0　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・「農業を担う者」を中心に、農地の集積や集約化を検討する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・耕作できなくなった農地等について、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
（3）基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 農業体験や貸し農園などを通じて、小寺ファンをつくり、農業人口を増やしていく。 ・ 新規就農へ農業機械の貸し借りができるような取り組みを検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ 効率化が期待できる作業などは、営農組合に部分的な委託をすすめる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。